



臨時報告書

日本プライムリアルティ投資法人
(12605)

臨 時 報 告 書

関東財務局長 殿

平成 15 年 3 月 20 日提出

発 行 者 名 : 日本プライムリアルティ投資法人

代表者の役職氏名 : 執行役員 金子博人



本店の所在の場所 : 東京都中央区八重洲一丁目9番9号

事務連絡者氏名 : 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
取締役財務部長 真木 剛

連 絡 場 所 : 東京都中央区八重洲一丁目9番9号

電 話 番 号 : 03-3231-1051

臨時報告書の写しを縦覧に供する場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(本書面の枚数 表紙共 3 枚)

I. 提出理由

当投資法人の関係法人に以下のとおり異動がありましたので、証券取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

II. 報告内容

当投資法人の一般事務受託者及び資産保管会社であるみずほ信託銀行株式会社は、平成15年3月12日付でみずほアセット信託銀行株式会社を存続会社とする合併により解散し、みずほアセット信託銀行株式会社は、「みずほ信託銀行株式会社」に商号を変更しました。

(1) 当該関係法人の名称、資本の額および関係業務の概要

(1) 名称

みずほ信託銀行株式会社

(2) 資本の額

平成15年3月12日現在、247,231,913,374円

(3) 関係業務の概要

一般事務受託業務及び資産保管業務

・ (一般事務受託者の業務)

- i) 本投資法人の投資口の名義書換に関する事務
- ii) 本投資法人の投資証券の発行に関する事務
- iii) 本投資法人の機関の運営に関する事務
- iv) 本投資法人の計算に関する事務
- v) 本投資法人の投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務
- vi) 本投資法人の投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出・届出の受付に関する事務
- vii) 本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務
- viii) 本投資法人が納税義務を負う公租公課に関してなすべき納税等に係る事務
- ix) 投資法人債権者及び本投資法人の借入れに係る債権者に対する元利金等の計算及び支払並びに諸費用の計算及び支払に関する事務
- x) 本投資法人の営業報告書、純資産状況表等の作成及び監督官庁、証券取引所、投資信託協会等への届出・提出に関する事務
- xi) 投資信託委託業者、不動産管理会社又は資産保管会社等から本投資法人が受領すべき報告書その他書類・資料に関する事務、これらの者に対して行う通知、届出、報告、請求又は連絡をなし、又はこれらを受領する事務
- xii) 本投資法人が締結する契約及びこれらの契約に基づいて作成、交付される文書に基づく本投資法人又はその他本投資法人の関係者による本投資法人宛の報告義務の履行又は金銭債務の弁済及び支払の履行につき、当該契約及び文書との報告内容・金額・履行時期の照合及び合理的な範囲内の確認をする事務

- xiii) 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- xiv) 法令又は一般事務委託契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- xv) 上記に掲げる事務のほか、これらに付随する業務全般
(資産保管会社の業務)
 - i) 本投資法人の資産に属する有価証券等の保管に関する業務
 - ii) 本投資法人の資産に属する現預金（預金通帳の保管を含みます。）及びその他の資産に係る権利を行使する際において必要とする当該資産にかかる権利を証する書類等の保管にかかる業務
 - iii) 本投資法人の指定する各種書類の保管にかかる業務
 - iv) 資産保管業務に関する帳簿書類の作成業務
 - v) 上記の業務のほか、これらに付随する業務全般

(II) 異 動 の 年 月 日

平成 15 年 3 月 12 日